

年末年始のごみの収集

年末年始のごみの収集・自己搬入などについて、お知らせします。

家庭ごみの収集日

いずれも、【下記】日程の各地区収集日。ごみは早朝から朝8:00（木の枝・刈り草・葉は10:00）までにお出してください。

区分	年末	年始
可燃ごみ	12月31日(火)まで	1月4日(出)から
資源物	びん・缶・ペットボトル	
	古紙・布類	1月6日(月)から
木の枝・刈り草・葉	12月28日(土)まで	1月15日(火)から
不燃ごみ・有害ごみ		1月4日(出)から

一時多量ごみ・粗大ごみの収集・自己搬入

年末は12月28日(土)まで、年始は1月4日(出)から

収集を依頼する場合

- 一時多量ごみ＝電話で、市廃棄物リサイクル事業協同組合

☎204-5805へ申し込み

(平日9:00～12:00、13:00～17:00)

- 粗大ごみ＝ホームページまたはLINE【右記コード】

から申し込み  千葉市 粗大ごみ受付 

電話で、粗大ごみ受付センター

☎302-5374も可

(平日9:00～16:00、土曜日9:00～11:30)

- *12月は申し込みが多いため、収集が1月以降になる場合もあります。

自己搬入する場合

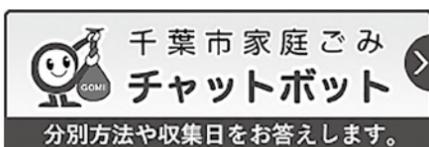
区分	施設名・電話番号
一時多量ごみ	可燃ごみ ①新港清掃工場 ☎242-3366 ②北清掃工場 ☎258-5300
	不燃ごみ ③新浜リサイクルセンター ☎263-9100
粗大ごみ	布団類 カーペット 畳など ①② ④環境事業所 中央・美浜 ☎231-6342 花見川・稲毛 ☎259-1145 若葉・緑 ☎292-4930
	上記以外 ③
古紙	古紙・布類リサイクルお問い合わせセンター ☎223-7767

①～③平日13:00～16:00
④平日9:00～16:00、土曜日9:00～12:00

家庭ごみチャットボットをご利用ください！

大掃除で出た家庭ごみの分別や、お住まいの地区の年末年始の収集日が分からない場合は、「家庭ごみチャットボット」【右記コード】をご利用ください。

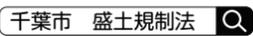
入力補助機能として、撮影した写真から品目を判別する画像認識機能もご利用できます。



問収集業務課 ☎245-5246 FAX245-5477

盛土規制法に基づく規制を開始

盛土などによる災害から人命を守るため、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（盛土規制法）が定められました。市では、同法に基づく規制区域を令和7年5月26日(月)に指定して運用を開始します。

運用に先立ち、場所・範囲など規制区域をホームページでお知らせします。詳しくは、 千葉市 盛土規制法 

規制区域内で一定規模以上の盛土などを行う場合はあらかじめ許可が必要となります。過去の盛土なども含め、土地所有者などが土地を安全な状態に維持することも必要です。

問宅地課 ☎245-5314 FAX245-5887

12月は不法投棄防止強化月間

不法投棄をしない！させない！

ごみを道路や空き地に捨てるなど、ごみ出しルールを守らずに捨てることは不法投棄です。ごみの分別・排出ルールを守り、正しくごみ出しをしましょう。

市では、監視カメラの設置や監視パトロールを行うなど、不法投棄の未然防止・対策を強化しています。

廃家電製品など（家電リサイクル対象機器）の処理方法

対象品目 エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機

- 販売店に引き取りを依頼する。

- 指定引き取り場所に自己搬入する。

詳しくは、家電リサイクル券センター ☎0120-319-640へお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

 家電リサイクル券 

- 市一般廃棄物処理業許可業者に収集を依頼する。

市廃棄物リサイクル事業協同組合 ☎204-5805

違法な不用品回収業者にご注意ください

軽トラックなどで巡回し、廃家電製品などの不用品の処理を請け負う業者や、空き地などに拠点を構え、無料回収と看板を掲げている業者は、市の許可を受けていないため、廃棄物の収集や処分を行うことができません。こうした業者による廃家電製品などの回収は、不法投棄や高額な料金を請求されるといったトラブルの要因となります。

廃家電製品などの不用品は、違法な不用品回収業者を利用せず、適正な方法で処理を行ってください。

私有地にごみを捨てられないようご注意ください

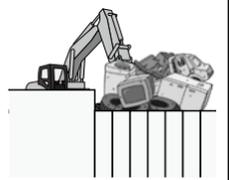
土地の所有者・管理者は、私有地のごみを自らの責任で処理しなくてはなりません。ごみを捨てられないよう、フェンスや看板を設置しましょう。雑草はごみの目隠しとなりますので、定期的に刈りましょう。

スクラップヤードとして土地を提供する場合はご注意ください

「千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例」により、土地所有者は、金属スクラップなどの再生資源物の屋外保管場として土地を譲渡・賃貸する際、市民生活の安全および生活環境の保全上支障がないことを確認しなければなりません。

土地を提供する際は、スクラップの搬出入先や作業時間など、作業内容を十分確認し、事業計画に疑わしい点がある場合には、安易に土地を提供しないようにしましょう。

また、土地所有者は、発生した苦情などに対し、誠意をもって解決に当たらなければなりません。周辺への影響を考慮し、土地を提供する際は十分注意しましょう。



問家庭ごみ相談ダイヤル ☎204-5380

収集業務課 ☎245-5246 FAX245-5477

産業廃棄物指導課（違法な不用品回収業者・スクラップヤードについて） ☎245-5685 FAX245-5477

12月10日～19日

冬の交通安全運動

「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」をスローガンに12月10日(火)～19日(休)の10日間、冬の交通安全運動を県下一斉に実施します。一人ひとりが交通ルール・マナーを守り、交通事故をなくしましょう。

運動重点

- 飲酒運転の根絶に向けた取り組みの推進
- 夕暮れ・夜間・明け方における交通事故防止
- 自転車ヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

問地域安全課 ☎245-5148 FAX245-5155

すべてのドライバーが飲酒運転の危険性について自覚し、家族、職場、地域みんなで声を掛け合しましょう。



編集担当G